

11/6、11/12 市民説明会のご質問

	ご 質 問	回 答
1	スケジュールをもう一度確認させてほしい。令和5年3月の議会で決定ということか。	使用料の改定は、市が議案として市議会に上程し、議決をいただいて初めて使用料が改定となります。スケジュール予定としましては、R5.3市議会でご審議いただき、議決をいただければR6.4～の使用料改定を予定しております。
2	利用料の変更について、市議会等の承認は？	
3	市外料金を導入しないのか。 今回の見直しは公平性の観点からという説明があったが、市外の人と同じ料金というのは公平性はまったくないのである。	「使用料設定に係る基本方針」では、公共施設全体に市外料金の設定必須とはしていませんが、今回の使用料改正に合わせて市外料金導入を検討している施設もあり、再度各施設と市外料金導入について協議します。
4	例えばリハーサル室のように、複数の施設に同じ部屋がある場合、使用料は同じにならないのか。	使用料は「人件費」「施設の維持管理経費」「減価償却費相当額」を元に算定するため、同じ種類の部屋であっても、築年数や設備の内容が違えば使用料も違ってきます。 一部、同じ種類の部屋で同一使用料とすべきものについては、調整している部屋もありますが、リハーサル室は調整していません。
5	地域の人は近くの公共施設を使うことが多い。近い施設が高い場合は遠い施設まで行けということなのか。	近くの施設が使いやすい、行きやすいことは承知しておりますが、使用料は「人件費」「施設の維持管理経費」「減価償却費相当額」を元に算定するため、同じ種類の部屋であっても、築年数や設備の内容が違えば使用料も違ってきます。 一部、同じ種類の部屋で同一使用料とすべきものについては、調整している部屋もありますので、利用状況などを踏まえ検討させていただきます。
6	近隣市町村の動向はどうなのか。	宗像市は数年前に使用料見直しを実施しています。 古賀市は数年前に減免基準の見直しを実施しておりますが、大規模な使用料見直しは実施していません。 全国的にも公共施設は同じ課題を抱えており、使用料の見直しを実施している市町村が多くあります。その使用料の算定方法は概ね福津市と同じ考え方です。
7	自治会が利用するときなど、お茶代程度を徴収したら使用はできない。いくらまでだったら徴収していいのか。	郷づくり交流センターなどは営利を目的とする利用は認められていませんので、利用者からお金を徴収することを営利と判断されれば利用はできません。 ただ、現状は営利と判断する徴収額がいくらなのか施設毎に判断が分かれています。今回の使用料見直しに合わせて、営利・非営利の判断も統一していきたいと思っております。

	ご 質 問	回 答
8	自治会でバレーボール大会のため小学校を予約していたが、自治会がキャンセルをした後に、市がバレーボール大会を中止にした。しかし、自治会が借りて、キャンセルをしたので使用料は返還にはならなかった。市が実施したり、委託している事業については、キャンセルの運用面を考えて欲しい。 また、施設のキャンセル（利用料の返還）は認められていないが、ふくとびあは1回だけ日程変更が認められている。中央公民館など他の施設は認めれておらず、公平性の観点からも考えて欲しい。	キャンセルの運用についても、公共施設全体で取り扱いを統一していきたいと思います。
9	資料から、税負担が倍になり、利用者負担は倍になる。トータル4倍という計算になるのか。	使用料の改定率上限は2倍になります。 税負担については、使用料を計算する過程での税負担率です。
10	税収入やふるさと納税の最近の動向を教えてください。	税収入は人口が増えていることから毎年微増を続けています。 ふるさと納税は数年前まで数千万円程度だったものが、昨年は約6億円まで増えています。ふるさと納税は、納税していただくときにどの事業に充てるか選べるようになっておりますが、公共施設の維持管理に充てている金額はあまり多くはありません。
11	改定率の上限を200%に設定しているが、150%ぐらいにはならないのか。	改定率の上限は他自治体の状況を参考に決めました。1年の上限改定率が150%としている自治体が多く、近隣自治体の平均額近くまで一気に改定する自治体などもありましたが、福津市では4年の激変緩和期間なども考慮し、4年間で最大200%と設定しております。
12	激変緩和を4年間とのことだが10年かけるなどできないのか。	公共施設の使用料は3年毎に見直すこととしております。激変緩和期間が長すぎると、次の使用料改定と大きく被ってしまうことから、4年間とさせていただきます。
13	公共施設の維持管理は計画的に行われていると思っていた。一斉に全施設を見直すのはおかしいのでは。	福津市の公共施設を次の世代に向けて維持していくため、使用料改定が必要と考えています。ご理解とご協力をお願いします。
14	市全体の無駄がもっとある。例えば子どもの育成関連でも4つも組織があり、それぞれに補助金が出ていたりする。これを一本化するなど、この無駄をもっとスリム化してほしい。	市として行財政改革には当然取り組んでいく必要があります。公共施設使用料の見直しは、第3次行財政改革大綱に基づき取り組んでいますが、ご提案内容も含め、今後も新たな行財政改革に取り組んでまいります。
15	市の財源確保に関する提案をする。不採算事業の精算、指定管理者の導入、福間海浜公園の活性化、持ち込み利用者の上下架料金の見直し、福間海浜公園の駐車場・多目的広場の有料化など。	

	ご 質 問	回 答
16	福間体育センターは、みんな我慢して使用している。雨漏り、防球ネットもボロボロ、照明も切れている、トイレも古い（和式あり）、多目的トイレの錠が壊れている、2階エアコンも壊れている。使用料が上がらないと修繕できないと言われたが、先に修繕してくれたら納得して改定した使用料を払えると思う。	体育センターの担当課は郷育推進課、郷づくり交流センターの担当課はまちづくり推進室です。ご指摘のありました修繕箇所は担当課が概ね把握していますが、限りある予算の中で優先順位をつけて修繕するため、全ての修繕ができていない状況です。使用料増収分は施設の維持管理経費などに充てることとなりますので、緊急性などを考慮しながら修繕を進めてまいります。
17	郷づくり交流センターも修繕の依頼をしているが、予算がなく半分しかしてもらえなかった。緊急性が高いところから修繕している、どこに言ったら直してくれるのか。	
18	公共施設総合管理計画の中で施設の統合についての議論もあるが、今回の使用料の見直しとの調整はするののか。	公共施設総合管理計画の中で、今後の施設の再配置などを協議している状況です。大規模な修繕をしても、施設を使い続けられないのであれば二重投資になるとのご指摘と思いますが、緊急性や今後の施設のあり方などを見ながら修繕していくことになります。今回の使用料見直しは、負担の公平性という観点からすべての公共施設で見直しを実施したいと思います。
19	ヨットハーバーは今の使用料の2倍になるということか。	あくまで、使用料の改定率上限が2倍で、2倍までいかない施設もあります。ヨットハーバーについては、担当課において使用料の算定単位を変更すると連絡を受けているため未定です。ただ、増額改定になると思います。
20	ヨットハーバーの負担率、改定率をあらためて教えて欲しい。	施設の性質別負担率は100%です。改定率は、使用料の算定単位を変更すると連絡を受けているため未定です。ただ、増額改定になると思います。
21	ヨットハーバーの担当課は建設課か。	担当課は農林水産課水産林業政策係です。
22	今日は陳情書を提出する。内容は、ヨットハーバーに係留している船で遊漁船業を営んでいる人がいる。3年前に当時の建設課に陳情にいったが改善されていない。その他防犯についても陳情したが、何ら改善されない。この状況で使用料の改定は納得できない。	陳情書は間違いなく受領しましたので、すぐに担当課に渡し対応させます。
23	説明会の通知が届いたのが説明会の開催2日前だった。どういことか。	説明会は、開催日程と会場が8/31に決定しており、9/28に市議会へ報告、10月号広報へ掲載、10/26市公式ラインに掲載と周知しております。また、各施設毎に特に市民説明会への参加を依頼する場合は、個別に説明会のチラシを郵送しているケースもあります。
24	説明会の通知を送った農林水産課がなぜ同席していないのか。原価の考え方が納得できない。管理を漁協に丸投げ、修繕は随意契約、水道代は海浜公園のトイレと一緒に。農林水産課に直接話をしたいので、別に説明会を開催してほしい。	今回はヨットハーバー利用者の方へ、11/2に農林水産課より説明会のチラシを送付し、説明会へのご参加を依頼したところでありますが、通知を出すのが遅くなりまして大変申し訳ございません。ヨットハーバー利用者の方につきましては、別途農林水産課より説明会を開催させていただきます。
25	まちづくり推進室はマリーナの現状を見たことがあるのか。現場のことがわかっている農林水産課と話をさせ欲しい。	

	ご 質 問	回 答
26	もともと施設利用はボート所有者に限られることはわかっていたはず。なぜ今になって問題視されるのか。	福間漁港小型船舶係留施設だけでなく、すべての公共施設において、負担の公平性を確保するとともに、次の世代に向けて公共施設を維持していくため、使用料改定が必要と考えています。ご理解とご協力をお願いします。
27	施設を作った目的は？その目的と今回の説明が乖離していないか。	福間漁港小型船舶係留施設を作った経緯はかつて西郷川の不法係留改善のためですが、福津市のすべての公共施設において、負担の公平性を確保するとともに、次の世代に向けて公共施設を維持していくため、使用料改定が必要と考えています。ご理解とご協力をお願いします。
28	倍増の根拠は。妥当性を誰が判断した。	使用料は、「公共施設使用料設定に係る基本方針（R4.8改定）」に基づき改定の準備をしております。基本方針は「①受益者負担の原則②使用料算定ルールの確率③減免規定の見直し」の3本柱で構成されており、改定する使用料の根拠になっております。この基本方針は、公共施設を管理している所管課などから構成される「公共施設使用料設定に係る基本方針に関する調査研究会」で作成し、8/15庁議決定（市長、部長などから構成される会議で決定）し、9/28市議会にその内容を報告をしております。
29	利用料が上がったら今以上のメリットがあるのか。防犯、24時間上下架、利用料の月払い納入。	使用料収入は施設の維持管理経費などに充てることとなります。どの修繕を実施するか、防犯対策を拡充するかなどは、緊急性などを考慮し決めていきます。使用料の月払いができるかは、担当課から回答させます。
30	激変緩和措置は取らないのか、取らない理由は。	激変緩和措置は実施します。
31	利用料を上げる前に利用者の利益を守ってほしい。南波止利用者（釣り人）とのトラブル、漁港利用者（釣り人）とのトラブルがある。	南波止の内側は釣り禁止ですので、今年6月ごろ各ポールに注意書きを施しましたところ、違反者は減少したとの報告を受けておりますが、さらなる注意を行うため、追加で看板等を掲示したいと思います。漁港利用者（釣り人）とのトラブルについては、まずは状況を確認したいと思います。
32	ヨットハーバーは民間との競争性が高い施設に区分されているが、民間と競合させるために作ったわけではない。地域振興である。慎重にやってもらわないと、あとで取返しがつかないことになる。考え方がそもそもおかしいと思うので、農林水産課に伝えて、次回の説明会で説明してほしい。	ご意見は農林水産課に伝え、農林水産課の説明会で説明いたします。